

甲賀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

甲賀市老人福祉センター佐山荘を甲賀市佐山コミュニティセンターとして開館するため、条例に追加し、併せて「公共施設使用料の見直しに係る基本方針」に基づき条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 甲賀市コミュニティセンター条例に「佐山コミュニティセンター」を追加します。

【第2条関係】

(2) 「公共施設使用料の見直しに係る基本方針」に基づき、「甲賀市コミュニティセンター条例」に新規追加される佐山コミュニティセンターを含めた各コミュニティセンターの料金及び室名を改正します。

【別表第1関係】

(3) 甲賀市老人福祉センター条例から「甲賀市老人福祉センター佐山荘」及び「甲賀市甲賀町神保2102番地」を削ります。

(4) 甲賀市地域市民センター設置条例の甲賀市佐山地域市民センターの位置を変更します。

(5) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。また、改正後の使用料は、この条例の施行の日以後に納付される使用料から適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例によることとします。

【付則関係】

3 その他

佐山地域市民センターがより地域に密着し、地域のまちづくりの拠点となるよう、地元への指定管理も視野に入れながら、多世代交流や水害・土砂災害に備えた避難所等、関係部局と連携し、機能を充実してまいります。